

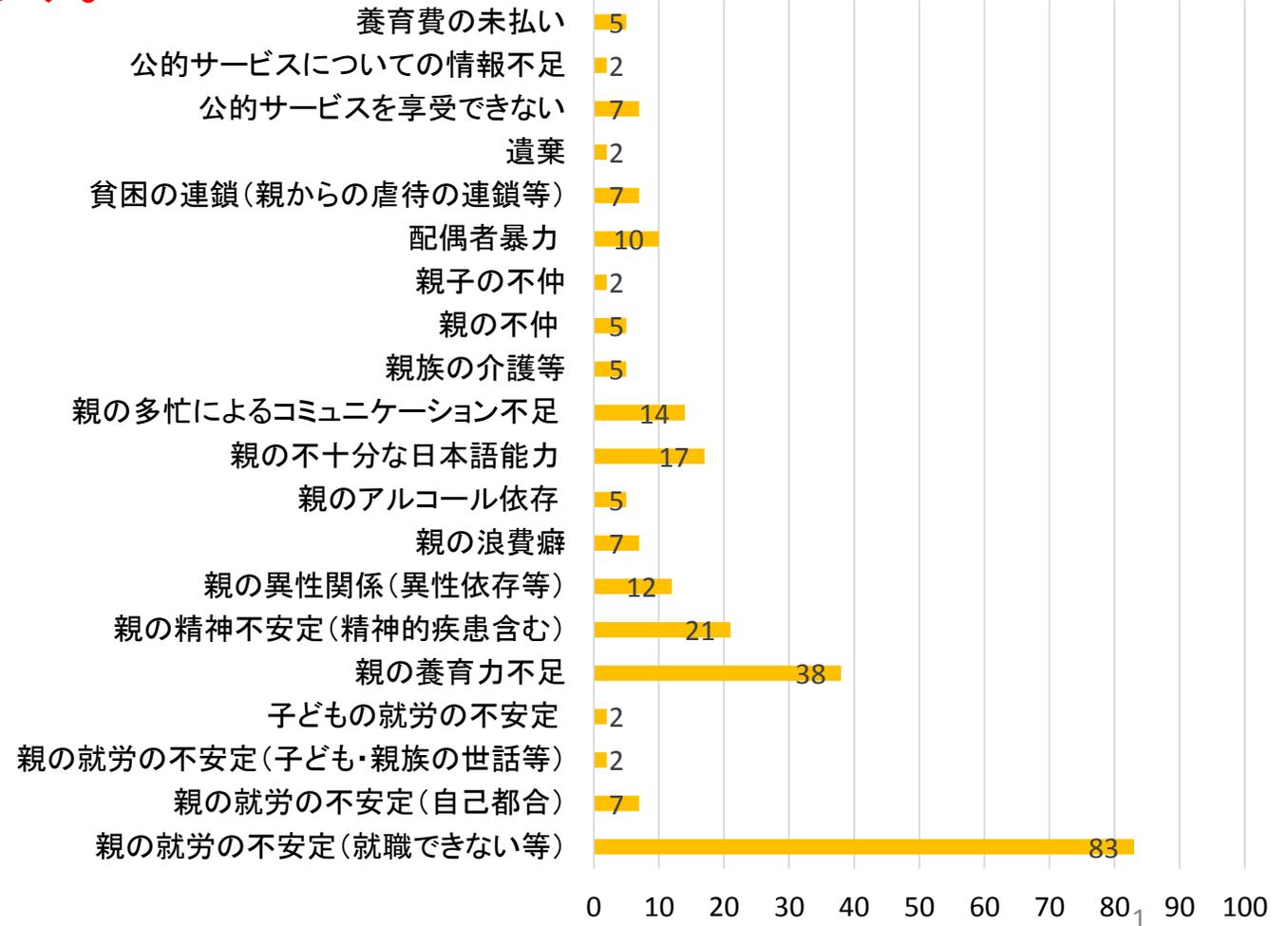
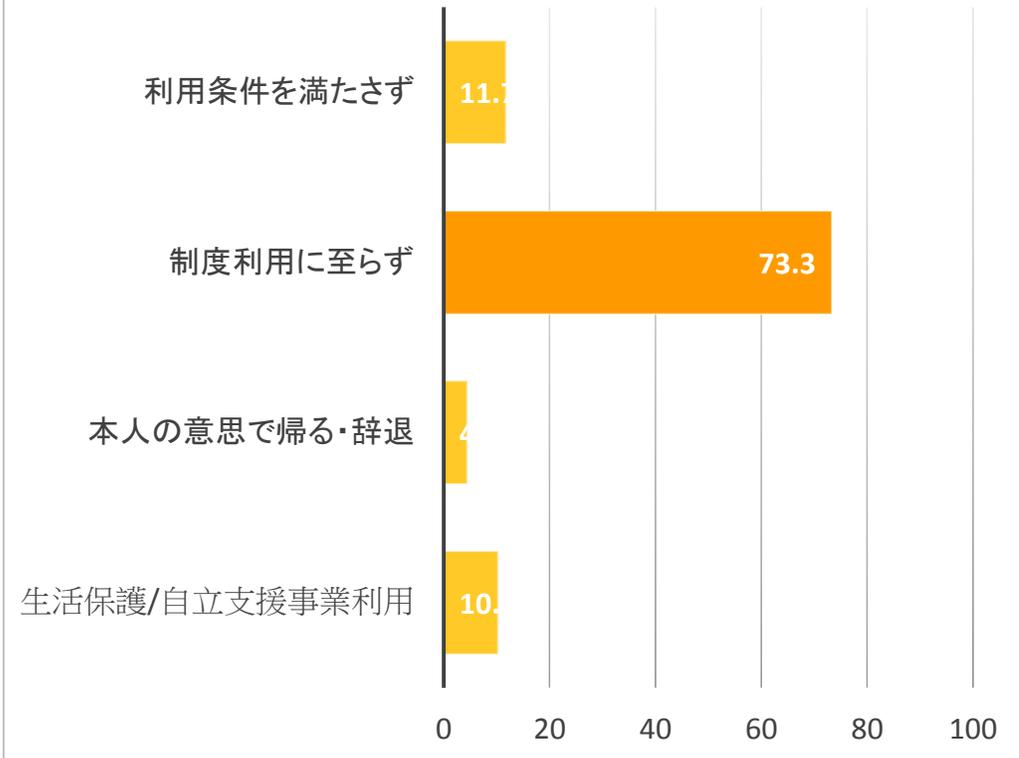
生活困窮者には自立支援法があるが 支援を受けられていない人たちがいます。

ここからねっとはこのような方を
支援対象にしていきます。

生活困窮者 ケーススタディ(n=42)
2011年荒川区調査結果中間報告

福祉事務所を訪れた際の対応

(ホームレス支援NPO団体資料より)



現代の課題 生きづらい世の中

- ・ 生きづらさは、主に以下の3要素から成りっている。

個人的背景



「健康問題」

- ・精神的に不安定
- ・精神疾患の増加
- ・生活習慣病、慢性疾患の増加
- ・先天的、後天的な障害
- ・高齢化

「コミュニケーション不全」

- ・自己肯定感の低下
- ・過度なしつけや過保護
- ・親の養育力欠落、愛情不足
- ・SNSの発達による他者との関わり、
会話の減少

社会的背景



「雇用の減少」

- ・行き過ぎた資本主義
- ・コスト削減のためによる人員減少
- ・過重労働による重圧
- ・能力社会
- ・病気、障害をお持ちの方の排除

「貧困」

- ・社会格差の拡大
- ・給与所得の減少
- ・失業、事業破綻
- ・様々な“働けない事情”
- ・公的サービスへのつながり欠如

環境的背景



「家庭」

- ・家族内の不和
- ・核家族化、地域からの孤立
- ・多忙な養育者、介護の負担
- ・離婚・再婚の増加
- ・片親、DV、虐待、ネグレクト

「学校」「職場」

- ・競争社会
- ・能力、効率の重視
- ・スピード、リスクマネジメント、サービスの重視による仕事量増加
- ・パワハラ、モラハラ、いじめ

貧困とは① ~ 貧困は「絶対的貧困」と「相対的貧困」の2種類がある ~

絶対的貧困

- ・ 国の経済状況、地域的特色、時代背景によって引き起こされる状態。

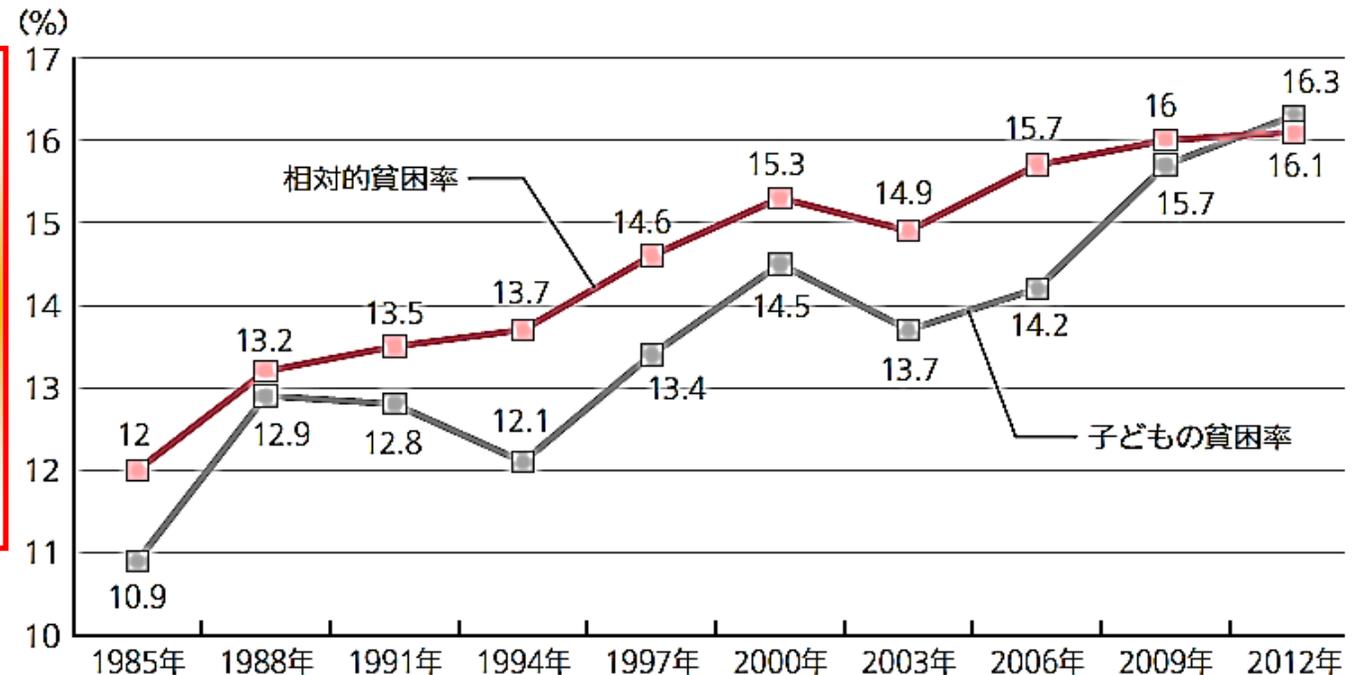
相対的貧困

- ・ 地域や社会において“普通とされる生活を享受できない状態”

日本の貧困は、
この「相対的貧困率」を指す

OECD基準によると、4世帯の可処分所得が250万世帯未満である。世帯別平均収入 年収185万以下を定義する。

相対的貧困率の年次推移



(出典：厚生労働省「平成25年国民生活基礎調査の概況」より作成)

貧困とは② ～ 貧困家庭の現状

貧困家庭とは、

- 母子家庭、父子家庭、高齢者65歳以上の単独単身世帯、生活保護受給ほか、様々な要因による低収入世帯を指す。

生活困窮者とは、

- 働きたくても働けない、住む所がない、生活全般にわたって困っている人を指す。

	昭和 60年	63	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24
	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
相対的貧困率	12.0	13.2	13.5	13.7	14.6	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1
子どもの貧困率	10.9	12.9	12.8	12.1	13.4	14.5	13.7	14.2	15.7	16.3
子どもがいる現役世帯	10.3	11.9	11.7	11.2	12.2	13.1	12.5	12.2	14.6	15.1
大人が一人	54.5	51.4	50.1	53.2	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6
大人が二人以上	9.6	11.1	10.8	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4
名目値	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値 (a)	216	227	270	289	297	274	260	254	250	244
貧困線 (a/2)	108	114	135	144	149	137	130	127	125	122
実質値 (昭和60年基準)										
中央値 (b)	216	226	246	255	259	240	233	228	224	221
貧困線 (b/2)	108	113	123	127	130	120	116	114	112	111

『ここからねっと』の支援活動 ～貧困家庭と社会との懸け橋として～

- ここからねっとでは、
緊急的に困りの生活困窮の方々に対しての物資支援に取り組む。

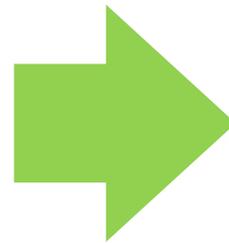
2015年6月
「子どもの貧困対策法制定」
日本の子どもの貧困率

33.3%

= 約3人に1人が貧困

町田市は
23区3多摩地区の中で6位

貧困率 **19.7%**



ここからねっとで
物資支援を受けて

更に
生活困窮者支援を申請して
生活を安定させる

解決